平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

レクサスカードの会員規約・規定・特約(以下「規約等」といいます)の改定についてご案内いたします。

なお、本ご案内は、規約等に定められた規約変更手続き(2020 年 7 月 1 日適用開始)に則り、お客さまとの間のカード取引に係る契約を変更させていただくものです。

(1)対象カード

・レクサスカード(個人用)

(2) 効力発生日

2021年4月1日より改定後の規約等が適用となります。

(3) 改定内容

弊社では、環境保全を目的とした紙の消費を削減する取り組みの一環として、2021 年以降、原則として WEB でご利用代金明細等をご確認いただく方法を推奨させていただきます。これに伴い、弊社発行のクレジットカードにつきましては、原則として、紙のご利用代金明細書を郵送してご利用代金明細等を通知する方法から、WEB でご利用代金明細等をご確認いただく方法へ変更いたします。

ただし、レクサスカードにつきましては、以下の通り他のクレジットカードと同内容の規約変更をいたしますが、従来、紙のご利用明細書を郵送している会員さまに対しましては、紙のご利用代金明細書の郵送を継続させていただきます。なお、当社所定の発行手数料(改定後の第 13 条の 5 第 2 項ご参照)は、当面の間、無料といたします。

改定後の規約等(全文)につきましては、2020年12月頃、レクサスファイナンシャルサービスホームページに掲載の予定です。

レクサスカード(個人用)会員規約 第13条(支払額の通知および残高承認)

	7,701–313 (860)
改定前	改定後(2021年4月1日から)
第13条(支払額の <mark>通知および残高承認</mark>)	第 13 条(支払額の <mark>確認方法</mark>)
1. 当社は、第 10 条に規定する会員の毎月の支払額を請求するとき	1. 本人会員は、第 10 条に規定する会員の毎月の支払額について
は、 <mark>予め</mark> 利用代金明細および利用残高が記載された書面を本人会	は、本人会員が自ら当社所定のホームページへログインのうえ利用
員の届出住所宛に送付する等の方法により、支払額を通知するもの	代金明細および利用残高 (以下、「利用代金明細等」という) を確
とします。	認するものとします。ただし、法令等によって書面の交付が必要とさ
	れる場合、当社は、利用代金明細等が記載された書面を本人会員
	の届出住所宛に送付する方法により、支払額を通知するものとしま
	す。
2. 本人会員の申出があり当社が認めた場合は、前項の書面を本人	(削除)
2. 本人公共の中国がのグコイが配めた場合は、前共の首面と本人	(Halek)
会員の勤務先等、届出住所以外の場所に送付することもあります。	(L33 Mgr.)
	(134 kg/)
会員の勤務先等、届出住所以外の場所に送付することもあります。	(Landon)
会員の勤務先等、届出住所以外の場所に送付することもあります。 ただし、この場合でも支払遅滞時の請求等当社が必要と認める郵	(LES MAIL)
会員の勤務先等、届出住所以外の場所に送付することもあります。 ただし、この場合でも支払遅滞時の請求等当社が必要と認める郵 便物については本人会員の届出住所宛に送付されることについて会	2. 本人会員は、前項の確認の結果、利用代金明細等の内容に異議
会員の勤務先等、届出住所以外の場所に送付することもあります。 ただし、この場合でも支払遅滞時の請求等当社が必要と認める郵 便物については本人会員の届出住所宛に送付されることについて会 員は異議ないものとします。	
会員の勤務先等、届出住所以外の場所に送付することもあります。 ただし、この場合でも支払遅滞時の請求等当社が必要と認める郵 便物については本人会員の届出住所宛に送付されることについて会 員は異議ないものとします。 3. 会員が第 1 項の通知を受けた後、1 週間以内に異議の申立がな	2. 本人会員は、前項の確認の結果、利用代金明細等の内容に異議
会員の勤務先等、届出住所以外の場所に送付することもあります。 ただし、この場合でも支払遅滞時の請求等当社が必要と認める郵 便物については本人会員の届出住所宛に送付されることについて会 員は異議ないものとします。 3. 会員が第 1 項の通知を受けた後、1 週間以内に異議の申立がな い場合は、利用明細の内容、利用残高その他当該通知を受けた内	2. 本人会員は、前項の確認の結果、利用代金明細等の内容に異議があるときは、第10条により指定された支払日の1週間前までに、
会員の勤務先等、届出住所以外の場所に送付することもあります。 ただし、この場合でも支払遅滞時の請求等当社が必要と認める郵 便物については本人会員の届出住所宛に送付されることについて会 員は異議ないものとします。 3. 会員が第 1 項の通知を受けた後、1 週間以内に異議の申立がな い場合は、利用明細の内容、利用残高その他当該通知を受けた内 容を承認したものとみなします。	2. 本人会員は、前項の確認の結果、利用代金明細等の内容に異議があるときは、第10条により指定された支払日の1週間前までに、 当社へ連絡するものとします。

レクサスカード(個人用) 会員規約 第13条の2 (明細 WEB 確認の利用)

改定前	改定後(2021 年 4 月 1 日から)
(新設)	第 13 条の 2(明細 WEB 確認の利用)
(新設)	1. 本人会員は、前条第1項本文の方法による利用代金明細等の確
	認(以下「明細 WEB 確認」という)を利用するにあたっては当社所
	定の方法により、利用登録を行うものとします。また、本人会員は、
	利用代金明細等をパソコン等の端末に記録(保存)するものとしま
	す。
(新設)	2. 明細 WEB 確認の利用に関わるホームページ閲覧用ブラウザ及び
	利用代金明細等データの形式等の明細 WEB 確認の利用環境
	は、当社ホームページ(URL:
	https://www8.ts3card.com/privacy)にて指定するもの
	とします。なお、本人会員は、当社が事前告知なく明細 WEB 確認
	の利用環境を変更できることに、異議を唱えないものとします。
(新設)	3. 当社は、本人会員が届け出た電子メールアドレスへ、利用代金明
	細等の確定通知を送信します。但し、確定通知が正しく受信されな
	いことがあった場合は、以降、確定通知を送信しない場合がありま
	す 。
(新設)	4. 利用代金明細等の確定時において次のいずれかに該当する場合、
	当社は、利用代金明細等を書面で送付をすることがあります。
	(1)法令等によって書面の送付が必要とされる場合
	(2) その他当社が利用代金明細等の書面での送付が必要と判断し
	た場合

レクサスカード (個人用) 会員規約 第13条の3 (電子メールアドレス)

レフラスカー「「個人用)公員が前」を13条の3(电)スール)」	VA)
改定前	改定後 (2021 年 4 月 1 日から)
(新設)	第 13 条の 3(電子メールアドレス)
(新設)	1. 明細 WEB 確認に利用する電子メールアドレスには、当社が不適切
	と認めたメールアドレスは登録できません。
(新設)	2. 明細 WEB 確認に利用する電子メールアドレスは、正確に登録する
	ものとします。
(新設)	3. 本人会員は電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく
	当社ホームページのサービスメニューから変更の手続きを行うものと
	します。
(新設)	4. 電子メールの管理を行うプロバイダーのコンピューターシステムの事
	故、本人会員の責に帰すべき事由、本人会員が電子メールアドレス
	の変更を行ったにもかかわらず変更後の電子メールアドレスの届出
	を行わなかった場合は、最終届出の電子メールアドレスにあてて当
	社が諸通知の内容を送信した時をもって本人会員に到達したもの
	とみなします。
(新設)	5. 当社は、本人会員の利用代金明細等が確定された旨の通知が受
	信できないことにより、本人会員または第三者に対して損害が発生
	した場合にも、一切責任を負わないものとします。
	した場合にも、一切責任を負わないものとします。

レクサスカード (個人用) 会員規約 第13条の4 (明細 WEB 確認の利用の中止等)

改定前	改定後(2021年4月1日から)
(新設)	第 13 条の 4(明細 WEB 確認の利用の中止等)
(新設)	1. カード等の退会や、信用状況が著しく悪化した場合等において、通
	知なく明細 WEB 確認を利用することができなくなることがあります。
	この場合、当社は利用代金明細等を書面で交付するものとし、本
	人会員は、第 13 条の 5 第 2 項の規定に従って当社所定の金額
	を負担するものとします。
(新設)	2. 当社は、本人会員に対し、別途その旨を通知することなく、いつで
	も、明細 WEB 確認を中止もしくは終了し、または内容の変更がで
	きるものとします。

レクサスカード (個人用) 会員規約 第13条の5 (書面での交付)

改定前	改定後(2021年4月1日から)
(新設)	第 13 条の 5(書面での交付)
(新設)	1. 本人会員が、明細 WEB 確認(全明細 WEB 確認特約に規定す
	る「全明細 WEB 確認」を含む)の利用を希望せず、利用代金明
	細等を記載した書面での送付を希望する場合、当社所定の方法に
	より届け出るものとします。
(新設)	2. 前項の場合、当該本人会員は、当社に対し、利用代金明細等を記
	載した書面の発行手数料として、発行回数1回につき当社所定の
	金額を負担するものとします。ただし、法令等によって書面の送付が
	必要とされる場合は、この限りではありません。
(新設)	3. 本人会員は、前項の発行手数料を、本人会員が承諾した会員規
	約に定める支払の期日および方法に従い、当社に支払うものとしま
	す。

レクサスカード(個人用)会員規約 第13条の6(支払額の通知および残高承認)

プラスカー (個人川) 五兵が前、第13条の6(文五路の虚知的80/26周本部)	
改定前	改定後(2021年4月1日から)
第13条(支払額の通知および残高承認)	第13条の6 (支払額の通知および残高承認)
1. 当社は、第 10 条に規定する会員の毎月の支払額を請求するとき	1. 当社は、本人会員が当社へ前条第 1 項に規定する届出をした場
は、予め利用代金明細および利用残高が記載された書面を本人会	合、第 10 条に規定する会員の毎月の支払額を請求するときは、予
員の届出住所宛に送付する等の方法により、支払額を通知するもの	め利用代金明細 <mark>等が</mark> 記載された書面を本人会員の届出住所宛に
とします。	送付する方法により、支払額を通知するものとします。
2. 本人会員の申出があり当社が認めた場合は、前項の書面を本人会	2. 本人会員の申出があり当社が認めた場合は、前項の書面を本人会
員の勤務先等、届出住所以外の場所に送付することもあります。ただ	員の勤務先等、届出住所以外の場所に送付することもあります。ただ
し、この場合でも支払遅滞時の請求等当社が必要と認める郵便物に	し、この場合でも支払遅滞時の請求等当社が必要と認める郵便物に
ついては本人会員の届出住所宛に送付されることについて会員は異	ついては本人会員の届出住所宛に送付されることについて会員は異
議ないものとします。	議ないものとします。
3. 会員が第 1 項の通知を受けた後、1 週間以内に異議の申立がな	3. 本人会員は、第1項の書面の確認の結果、利用代金明細等の内
い場合は、利用明細の内容、利用残高その他当該通知を受けた内	容に異議があるときは、第 10 条により指定された支払日の 1 週間
容を承認したものとみなします。	前までに、当社へ連絡するものとします。
4. 支払額の内容が年会費のみの場合、利用明細等を記載した書面の	4. 支払額の内容が年会費のみの場合、利用代金明細等を記載した書
発送を省略することがあります。	面の発送を省略することがあります。